

## 空き公共施設等を活用した企業誘致促進事業業務委託 企画提案募集要領

- 1 業務名：「空き公共施設等を活用した企業誘致促進事業」
- 2 委託事業内容  
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- 3 業務の実施方法  
企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。
- 4 応募資格  
次の全ての要件を満たすこととする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 選考委員会の開催時まで、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されている者、又は登載見込みであること。（応募時においては登載されていることを要しないが、委託契約を締結する時には登載されている必要がある。）
  - (3) 公募開始の日から審査完了までの間に、千葉県から指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
  - (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者ではないこと。
  - (6) その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。
  - (7) 選考委員会の委員でないこと。
  - (8) 選考委員会の委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織でないこと。
- 5 企画提案書の内容
  - (1) 提出書類
    - ア 企画提案書（A4縦、横書き）
    - イ 表紙には宛名として「千葉県知事」、タイトルとして「空き公共施設等を活用した企業誘致促進事業」と記載するとともに、提出年月日及び団体名を記載する。（併せて正本には「社印及び代表者印を押印」すること。）
  - (2) 企画提案書の記載事項  
企画提案書は、日本語での記述により以下の事項を盛り込むこととする。

ア 団体概要

イ 国または、地方公共団体における同種又は類似業務の受託実績（概ね3年以内）

ウ 本業務に対する取組体制（人員等）

エ 提案内容の説明

「業務委託仕様書」に基づき、県の目的をいかに達成するか、以下の項目を含めながら理由とともに説明すること。

- 1 業務実施スケジュール及び体制
- 2 進出可能性のある企業の発掘
- 3 その他本業務を効果的に実施するための独自の提案

オ 参考見積額及びその内訳

- ・本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定すること。
- ・見積書の項目（内訳）を詳細に分類して記載すること。

6 企画提案書の提出方法

(1)この募集要領は、令和8年3月16日（月）から同年4月21日（火）まで公開する。  
なお、企画提案書を提出する場合は、次の(2)で定める期間内に提出すること。

(2)令和8年4月7日（火）から令和8年4月21日（火）までの平日において、午前9時から午後5時までの間に、千葉県商工労働部企業立地課（千葉県庁本庁舎14階）へ企画提案書の原本を提出し（郵送可）、併せてメールでも提出すること。

※原本を郵送した際には、必ず電話にて発送の連絡を行うこと。メールで提出の際も同様とする。

(3)提出する原本の表紙には、社印・代表者印を押印する。

(4)本件の質問については、メール又はFAXで下記の期限まで受付けることとする。

質問受付期限 令和8年4月14日（火）午後5時

メールアドレス：[rich2@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:rich2@mz.pref.chiba.lg.jp)

FAX 番号:043-222-4092

7 説明会

本業務についての説明会を次のとおり開催する。参加を希望する場合は、令和8年3月16日（月）午前9時から3月27日（金）午後5時までにFAX又はメールで申し込むこと。

なお、諸般の状況により、説明会を不開催とし、電子メールもしくは書面による質疑応答とする場合がある。

(1) 日 時：令和8年4月8日（水）午後1時30分から

(2) 場 所：千葉県庁本庁舎14階 企業立地課内

(3) 申込先：千葉県商工労働部企業立地課企画・誘致推進班

メールアドレス：[rich2@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:rich2@mz.pref.chiba.lg.jp)

FAX 番号:043-222-4092

- (4) 備考：件名は「空き公共施設等を活用した企業誘致促進事業説明会の参加申込」とし、会社名、参加者名及び連絡先を記載すること。（様式任意）  
 なお、説明会に出席しない場合でも企画提案書の提出は可能とする。

## 8 審査・選考方法

- (1) 企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションによる審査とし、選考委員会にて、最高点を獲得した1団体を委託先候補に選定する。
- (2) 選考委員会は、令和8年5月中旬に実施する。  
 審査の方法など、詳細については、企画提案者に別途連絡する。
- (3) 審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価し選定する。

1	企画提案内容	審査基準
	① 業務内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。</li> </ul>
	② 企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに発掘した企業のフォローについての方策は、十分に検討されているか。</li> <li>・本県における空き公共施設等の利活用実績や特性を踏まえた企業の発掘の方策は、他県の事例も踏まえ十分に検討されているか。</li> <li>・空き公共施設の利活用推進に係るイベントについて、集客の方針やイベントの内容が、十分に検討されているか。</li> <li>・専門家派遣について、どの分野の専門家を、どのような企業に派遣すべきか、十分に検討されているか。</li> </ul>
	③事業の効果、広報など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記業務内容のほか、本事業の成果を活用した情報発信や企業誘致方策など、今後の誘致促進に繋げることが期待できる提案か。</li> </ul>
2	業務遂行能力	
	① 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を円滑に実施するための体制を有しているか。</li> <li>・業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。</li> <li>・業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。</li> <li>・業務責任者の経験や知見は十分か。</li> </ul>
	② 類似業務の経験・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。</li> </ul>
	③ 専門知識、適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に関する知識、知見を有しているか。</li> <li>・業務を遂行する上で有効な資格等を有しているか。</li> </ul>

3	経費の妥当性	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要経費、算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。</li> <li>・費用対効果に十分配慮した経費となっているか。</li> </ul>

(4) 審査結果

審査結果は、企画提案者全員に郵送またはメールにて通知する。

9 委託契約

選考により決定した企画提案者を委託先候補とし、協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間 契約日から令和9年3月12日（金）まで

(2) 契約に係る主な留意事項

ア 契約は企画提案書を基に、協議の上、最終的な業務委託の仕様を決定する。

イ 委託契約の対象経費は、事業実施に直接必要となる経費で、事業終了後の業務完了報告書等の作成経費を含む。

ウ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金が必要となる。ただし、同条項第2項第1号から第7号に該当する場合には、契約保証金が免除される場合がある。

(3) 委託料

ア 委託料は、6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、企画提案がなされたものはすべて委託料に含むものとする。

イ 委託料の支払いは、全ての業務の履行後を原則とする。

ウ 上記金額における適用税率は10パーセントとする。

(4) 成果物の作成

ア 事業実施報告書（A4カラー冊子）1部

イ 上記の電子データ一式（Word、Excel、PowerPoint等）

※報告書等の作成にあたっては、事前に千葉県の承認を受けること

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格が無い者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。

(3) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

(4) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人をしたとき。

(5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

(6) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

(7) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。

- (8) 提案内容が、千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあることが判明したとき。
- (9) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (10) 提案内容が、特定の団体や個人等を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (11) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

## 11 その他

- (1) 資格を有しない者の企画提案書、記載内容に不備がある企画提案書等不適切と判断されるものは受理しない。
- (2) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。業務の一部を再委託・委任する場合には、あらかじめ千葉県の承諾を得ること。
- (3) 企画提案書の作成等にかかる経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書及び添付書類は返却しない。
- (5) 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）に基づき開示する場合がある。
- (6) 受理された企画提案書は、本業務以外には使用しない。
- (7) 企画提案書に虚偽の記載が認められた場合には、当該提案書を無効とする。  
また、採用後にその事実が発覚した場合には、採用を取りやめる場合がある。
- (8) 採用された場合には、本県と十分協議を行いながら業務を遂行するものとする。  
なお、採用された企画提案書の内容については、変更・修正する場合がある。  
また、協議により本県より指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (9) 本契約により制作された制作物、提供された写真等の著作権は千葉県に帰属する。
- (10) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### 【連絡先】

千葉県商工労働部企業立地課 企画・誘致推進班  
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
TEL 043-223-2444 / FAX 043-222-4092  
E-mail [rich2@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:rich2@mz.pref.chiba.lg.jp)